

ミニチュア品を副葬した墓 木櫃の蔵骨器を用いた火葬墓は、他の墓に比べ構造・副葬品が特徴的です。一辺約0.8 m、深さ約0.6 mの方形掘方の南と西側に火輪などの石造物を置いて囲った中に、木櫃を納めます。木櫃は0.35 m × 0.47 mの方形で、平坦な石で蓋をします。中には骨は残っていませんでしたが、副葬品のミニチュアの瓦質土器風炉1点・羽釜1点、土師器小形鉢6点・小形壺3点・ミニチュア三足付鉢2点、犬形土製品2点、青磁碗の高台部分が出土しました。瓦質土器風炉の上部には羽釜が据えられており、内部には犬形土製品1点、小形壺1点が入れられていました。犬形土製品の年代から、16世紀末～17世紀前葉の墓と考えられます。

実際の土器を小さく象ったミニチュア土器は縄文時代からあり、平城京跡の調査でも須恵器や土師器の壺などのミニチュアが出土します。その用途は、出土状況の検討等から祭祀用といわれたり、玩具といわれたり、時代ごとに様々な解釈がなされています。

中世にはミニチュア土器の羽釜がありますが、墓の副葬品とする例は一般的ではありません。一方で、江戸時代（17世紀後半以降）には伏見人形とともに墓に副葬される例が散見されます。京都市寺町旧城・法成寺跡ほうじょうじの調査で検出された墓では、ミニチュアの瓦質土器風炉・羽釜、土師器小形壺のほか、土鈴、ミニチュア磁器碗・皿・陶器播鉢・瓶といった今回の調査で見つかったものとよく似た副葬品のセットが見つかっています。江戸時代のミニチュア土器は、雑飾りやまごど道具として使われており、こどもの墓に多く副葬される傾向があるようです。

こどもの戒名を刻む「舟形五輪塔」 この火葬墓の東側約3 mの位置で検出された舟形五輪塔には「天正十七（1589）年 十月十日 尊壽童女」というこどもの戒名が刻まれていました。「童子」、「童女」といったこどもの戒名は、大和では16世紀に出現し、舟形五輪塔の増加と軌を一にして増加していきます。16世紀には墓塔の大量生産が可能となり、それに伴ってより下層の階層の人々が墓を造営することができるようになります。こどもの墓を造営できるのは、それでも一般



ミニチュア土器を副葬した墓



火葬墓の副葬品

民衆ではなく上位の階層であったと考えられますが、この頃の大和では、こどもも家の一員として成人と区別なく埋葬される対象であったことは注目されます。

この舟形五輪塔は先述のようにミニチュア土器を副葬する火葬墓の直上で出土したわけではありませんが、墓標は埋葬施設から少し離れた位置に立てられることもあります。これらのミニチュア土器が玩具とみなせるとすれば、それは舟形五輪塔の墓標に名が刻まれた「尊壽童女」が大事にしていたものであったのかもしれない。